

原爆被爆者援護施策等について

原爆被爆者援護施策予算案について（令和5年度）

事 項	令和4年度 予 算 額	令和5年度 予算額(案)	主 な 事 業	
	億円	億円		億円
原爆被爆者援護対策費	1,226	1,188		
（1）医療費等	313	305	・ 原爆一般疾病医療費	254
			・ 原爆疾病医療費	20
（2）諸手当等	793	759	・ 医療特別手当	248
			・ 健康管理手当	430
（3）保健福祉事業等	75	76	・ 介護保険等利用被爆者助成事業	30
（4）原爆死没者追悼事業等	8	8	・ 被爆体験伝承事業	0.5
			・ 被爆建物・樹木の保存事業	0.5
（5）調査研究等	37	41	・ 増 被爆体験者精神影響等調査研究委託費	12

注）各事項の額は、億円単位未満四捨五入しているため、合計額は一致しない。

総理発言

令和4年8月9日、被爆者団体要望会において、総理から「被爆体験者事業にがんの一部を追加することなどを検討したい。来年4月より、医療費支給を開始できるよう、事業の性質に照らし、どのようながんを対象とできるかなどについて、速やかに厚生労働省に検討させたい」と表明。

被爆体験者精神影響等調査研究事業の拡充に関する検討会

○総理発言に伴い、「被爆体験者精神影響等調査研究事業の拡充に関する検討会」にて、専門家による検討を実施。

<検討会での議論内容>

- 対象合併症と発がんの関連性について一定のエビデンスが認められる以下のがんを調査研究の対象とする。
 - ▶ 対象となるがん種：胃がん、大腸がん、肝がん、胆嚢がん、膵がん、乳がん、子宮体がん※
- ※上記がん種を合計すると全がんに占める割合は約5割
- 本事業における対象合併症と発がんの関連性について、科学的エビデンスについての知見を深めるための研究を進めることとし、対象合併症と発がんの関連性に関する研究へ協力してもらうことに対して、事業対象者に医療費（自己負担分）を支給。
 - 対象合併症と発がんの関連性等に関する調査研究を、令和5年4月より開始（長崎大学等を想定）し、今後、研究成果を踏まえながら、長崎県市と国が協議し、がん種の追加も検討していく。
 - 被爆体験者の負担軽減となる事務手続き等の見直し（3年に1回の更新手続きの廃止、対象疾病の病名指定を解除等）についても実施。

事業の見直し時期

検討会にて議論された内容を踏まえ、令和5年4月から運用開始できるよう、今後調整していくもの。

令和4年1月28日付け事務連絡 「被爆者等による被爆の実相を語る証言活動の実施について」

事務連絡
令和4年1月28日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者援護担当課（室） 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

被爆者等による被爆の実相を語る証言活動の実施について

戦後76年が経過し、原子爆弾被爆者の方（以下「被爆者」という。）の高齢化が進み、被爆者本人から体験を聴く機会が減少していく中で、被爆の実相を次世代へ継承することが課題となっています。

被爆者等による被爆の実相を語る証言活動（以下「証言活動」という。）を実施する際は、被爆者等による証言活動を継続的に実施する観点から、以下の事業の活用を検討いただきますようお願いいたします。

1 原爆死没者慰霊等事業

原爆死没者慰霊等事業（原爆死没者慰霊等事業費補助金）では、地方公共団体、事業所及び学校等が行う慰霊式典等に対する助成を行っており、被爆者の証言活動に対して支払われる講師謝礼や旅費についても、助成の対象としております。

なお、被爆者の証言活動には、学校における平和教育の一環として行われるものも含まれます。

〈学校が行う慰霊式典等の事業に対する国庫補助対象経費の例〉

事業に必要な報酬、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料）など
※平和教育の際に、被爆の実相を語っていただいた被爆者等に対して支払う講師謝礼や旅費も対象となります。

2 被爆体験伝承者等派遣事業

被爆体験伝承者等派遣事業では、国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館を通じて、広島市・長崎市が養成している被爆体験証言者（被爆者本人）や被爆体験伝承者等（以下「伝承者等」という。）を、国内外に派遣し、講話を実施することができます。

なお、講話の実施に当たり、伝承者等の派遣に係る費用（謝金、旅費）は不要（国が負担）です。

〈被爆体験伝承者等派遣事業の申込先について〉

- ・国立広島原爆死没者追悼平和祈念館
住 所：広島県広島市中区中島町1-6
電話番号：082-543-6271
- ・国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館
住 所：長崎市平野町7番8号
電話番号：095-814-0055

被爆体験伝承者等派遣事業

令和5年度予算案 0.5億円（0.5億円）（原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費の内数）

趣旨

戦後70年以上が経過し、被爆者の高齢化が進み、被爆者本人が体験を語る機会が減少していく中で、被爆体験を次世代へ継承することが課題となっている。そのため、国立原子爆弾被爆者追悼平和祈念館において、広島市・長崎市等が養成、研修している被爆体験の伝承者、及び証言者等を国内、国外へ派遣する事業を行う。

広島・長崎原爆死没者追悼平和祈念館において実施

国内・国外派遣

- 国内、国外で被爆体験伝承者・証言者による講話を実施
- ・都道府県等から、本事業実施事務局（祈念館）に対し、講話の実施を依頼。
- ・講話の実施に係り、被爆体験の伝承者等の派遣に係る費用（謝金、旅費）は国が負担。

国内（広島・長崎市外）

活動場所

- ・学校
- ・公民館
- ・国内原爆展

国外

活動場所

- ・学校
- ・海外原爆展

※祈念館が養成している被爆体験記朗読者の派遣も可能

専属のコーディネーターを配置

- 派遣プランの作成
- 旅程等の手配
- 派遣中のサポート

広島市・長崎市等において実施

令和5年度から国立市が養成した伝承者も対象に追加

伝承者
リストの
共有

○伝承者を養成

- ・被爆の実相や話法技術等の講義
- ・被爆者による被爆体験等の伝授
- ・講話実習

被爆者

被爆体験伝承者

被爆体験の伝授

○証言者を養成

※長崎市では（公財）長崎平和推進協会にて研修を実施

- ・話法技術等の講義
- ・講話実習

被爆体験証言者（被爆者本人）

- ・広島市、長崎市内等に派遣
- ・広島平和記念資料館や長崎原爆資料館における講話

※来日外国人に対して、また国外においても講話が行えるよう語学研修も実施

原爆ドーム(広島) **被爆体験や平和への思いを伝える** 平和祈念館(長崎)/北村四郎作

被爆体験 証言・伝承講話 **被爆体験記 朗読会**

ヒロシマ被爆 ナガサキ被爆

講師を全国に無料で派遣します! ナガサキ被爆

～被爆体験伝承者等派遣事業～

令和5年度派遣

【講師区分】

◆被爆者

ヒロシマ被爆 ナガサキ被爆

被爆者ご本人が自身の被爆体験を証言します。

※同一年度内に広島・長崎市内で聴講する団体、修学旅行の事前学習は対象外とし、聴講者数は概ね40名以上とします。
 ※広島からの被爆者の派遣は、12月から翌年3月までの間に限ります。
 ※長崎からの被爆者の派遣は、職員1名(費用は申込者負担)が随行します。

◆被爆体験伝承者(広島市が養成)

ヒロシマ被爆

◆家族・交流証言者(長崎市が養成)

ナガサキ被爆

◆原爆体験伝承者(東京都国立市が養成)

※令和5年度から派遣開始 ヒロシマ被爆 ナガサキ被爆

被爆者から被爆体験を直接受け継いだ伝承者等が、プレゼンテーションソフトなどを用いて、被爆の体験や平和への思いをお話しします。

◆被爆体験記朗読ボランティア

ヒロシマ被爆 ナガサキ被爆

国立原爆死没者追悼平和祈念館が募った朗読ボランティアが、被爆者が自ら綴った体験記や詩などを朗読します。聴講者による朗読体験を行うこともできます。

■講話・朗読会の標準開催時間 広島：60分・長崎：40分
 原爆体験伝承者(東京都国立市が養成)の講話は35分

申し込み&問い合わせ先

◆申込期限は、原則として派遣希望月の3か月前の月の月末まで
 (ただし、派遣希望月が4月の場合は2月末まで)
 (例) 7/31 派遣希望の場合のメ切 ⇒ 4/30 ※申込期限に間に合わない場合は、電話でご相談ください。

★お申込み方法は、「原爆死没者追悼平和祈念館」のホームページをご覧ください★

ヒロシマ被爆

●国立広島原爆死没者追悼平和祈念館
<https://www.hiro-tsuitokinenkan.go.jp/>
haken@hiro-tsuitokinenkan.go.jp
 TEL 082-207-1202



ナガサキ被爆

●国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館
<https://www.peace-nagasaki.go.jp/>
haken@peace-nagasaki.go.jp
 TEL 095-814-0055



申し込みから開催までの流れ

～被爆体験伝承者等派遣事業～

- ① 申し込みの受付 令和5年2月1日～ 申込期限：原則希望月の3か月前の月の月末まで
 (例：7/31 派遣希望の場合のメ切 ⇒ 4/30)
- ② 派遣の可否の連絡 申込書受付後、概ね20日以内に連絡します。
- ③ 派遣者名等の派遣内容の連絡 開催日の1か月から2週間前までに連絡します。
- ④ 派遣者と電話等で打ち合わせ 派遣者と開催内容等の確認を行ってください。
- ⑤ 会場への派遣、開催 会場設営、必要機器等の準備を行ってください。

※申し込みの際の注意事項

- 派遣対象 学校、自治体、その他の団体が主催し、平和に関して学ぶ目的で行う平和学習等とします。ただし、政治・宗教・営利を目的とする集会等は除きます。
 - 聴講者数 概ね20名以上(被爆者ご本人の講話は40名以上)が聴講する平和学習等に派遣します。ただし、これを下回る場合においても状況に応じて派遣します。
 - 実施回数 申し込みは1団体1回のみ(1年度内)、講話もしくは朗読会のいずれかのみとします。なお、広島、長崎両方への申し込みはできません。
- ※必要機器等(プレゼンテーションソフトを使用できるパソコン、机、マイク及びマイクスタンド等)は申込者に準備していただきます。また、会場借上料などの必要経費は申込者の負担となります。

令和4年度に寄せられた感想から

◆被爆者による講話

○熊本県熊本県立岱志高等学校定時制(令和4年12月17日 長崎から派遣)

Power Pointや地図・被爆当時の写真も使っていただき、より切実に原爆の悲惨さを学ぶことができました。私たち教員がどんなに原爆のことを勉強して授業をしても、実際に経験された方のように言葉に重みを持たせることはできません。生徒たちが真剣に話を聞いていた姿が強く印象に残りました。どの生徒も平和のバトンをしっかり受け取ってくれたと思います。



◆伝承者等による講話

○被爆体験伝承講話(広島)【京都府京都市立養正小学校】令和4年6月22日

原爆被害の概要と被爆者の体験のお話は、写真・イラスト・地図などがあり、たいへん分かりやすかったです。お話をお聞きするにつれ、知識を身につけるとともに、戦争・原爆の恐ろしさが伝わってきました。被爆者ご本人から直接受け継いだ被爆体験は、とてもリアルティがあり、興味深く聴講しました。



○家族・交流証言講話(長崎)【大阪府堺市立大仙小学校】令和4年6月10日

原爆投下によってご家族を亡くされた方のお話をきいて、自分事として考える機会をいただきました。子どもたちやわれわれ教員の心に届くものでした。



◆被爆体験記の朗読会

○和歌山県有田市立糸我小学校(令和4年7月15日 広島から派遣)

朗読を聴くことによって、原爆、戦争、命、さまざまな事を考えるきっかけとなりました。特に子どもの言葉で書かれた原爆詩は子どもたちにも分かりやすく、ずっと受け入れることができたと思います。また、児童に朗読体験をさせるという取組も、とても素晴らしいと感じました。戦争を知らない世代が語り継ぐ大切さがよく伝わったと思います。



令和2年12月17日付け事務連絡 「被爆二世健康記録簿（ひな形）の提供について」

事務連絡
令和2年12月17日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者援護担当課（室） 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

被爆二世健康記録簿（ひな形）の提供について

厚生労働省では、原爆被爆者二世（以下「二世」という。）の方には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い実情に鑑み、二世の方に対する健康診断を実施して、その健康状態の実態を把握するとともに、健康管理に資することを目的として、平成13年度から被爆二世健康診断調査事業を実施しています。

今般、当室では、被爆二世健康診断（以下「二世健診」という。）の結果等を記録し、自身の健康管理に役立てることを目的とした「被爆二世健康記録簿（以下「記録簿」という。）」のひな形を別添のとおり作成いたしました。

ついては、各都道府県、広島市及び長崎市（以下「各都道府県市」という。）において記録簿を導入する際は、下記に留意していただきますようお願いいたします。

また、被爆二世健康診断調査事業の実施に当たっては、引き続き、二世健診を希望する方が二世健診を受けやすい環境づくりに取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

第一 記録簿の趣旨

二世健診の結果を自身の健康管理に役立てることを目的としたもの

第二 記録簿の配布対象

二世健診受診者のうち、記録簿の配布を希望する者

第三 記録簿（ひな形）の内容

- 1 本人情報（既往歴・現病歴等）
- 2 健康診断結果記載欄（一般・精密）
- 3 予防接種記録欄
- 4 自由記載欄
- 5 親の被爆状況等

第四 記録簿の作成・活用に当たっての注意点

- 1 記録簿は携帯しやすい大きさ（例：日本産業規格A列6番）としてください。
- 2 今般提供するのひな形です。各都道府県市において記録簿を作成する際は、管内関係者等の意見を踏まえて、地域の実情に沿った内容としてください。
（例：二世健診を実施している医療機関の一覧表の追加など）
- 3 先行事例として、健康診断受診証等を記録簿に貼り付け可能な形とし、当該記録簿を医療機関に提示することで二世健診の受診を可能にしている例もあります。二世健診を定期的に行うことを勧める観点から記録簿の積極的な活用をお願いいたします。
- 4 二世の方が記録簿を所持するか否かは御本人の意思に委ねられること、また、記録簿の全ての欄に記載する必要はないことに留意するとともに、記録簿の配布や趣旨説明等に当たっては、二世の方及び被爆した親の感情等に十分配慮するようお願いいたします。
また、二世の方が記録簿を所持していない場合でも、二世健診の受診を妨げることがないようにしてください。
- 5 記録簿の作成に要する費用は、被爆二世健康診断調査事業実施要綱第8の（2）「健康診断実施のための事務に必要な経費」により計上してください。

第五 その他

- 1 被爆二世健康診断調査事業の実施に当たっては、「被爆二世健康診断調査事業の実態調査について（結果）」（令和元年7月19日事務連絡）の趣旨を踏まえ、広報誌等を用いた二世健診の実施の広報、二世健診の目的や受診項目等の周知を検討するとともに、二世健診の申込み及び実施可能な期間は、長期間確保していただくようお願いいたします。
- 2 被爆した二世の親が被爆者健康手帳を所有していないことのみをもって二世健診を受診できない取扱いとするのではなく、親の氏名・被爆状況等の記入、御本人の申し立てや生年月日の確認などの方法により二世であることが確認できる場合には、二世健診の対象とするなど、受診要件について、柔軟な対応をお願いいたします。

以上

事務連絡
令和2年11月25日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者援護担当課（室） 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

医師等が作成する診断書（介護手当用）の取扱いについて

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号。以下「法」という。）第31条に規定する介護手当の支給申請には、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号）第65条第1項第1号に規定する医師等の診断書を添付する必要がある。各都道府県、広島市及び長崎市にあっては、当該診断書等を審査の上、介護手当の支給の可否を決定されているところである。

今般、診断書の作成及びその審査に当たっての注意事項を下記のとおり通知しますので、その適正な事務処理の徹底方よろしくお願いいたします。

記

第一 被爆者等から介護手当の支給申請に必要な書類を求められた場合

「介護手当の支給に係る事務取扱について」（平成12年5月22日付け健企発第18号厚生省保健医療局企画課長通知（最終改定：平成28年11月2日健総発1102第1号））のとおり、介護手当の申請者に対して、正確かつ分かりやすく、介護手当の制度の説明を行うこととしているところですが、今般、別添のとおり、医師等が診断書（介護手当用）を作成する上での留意事項をまとめたリーフレットを作成しましたので、被爆者等から介護手当の支給申請のために必要な書類を求められた際に御活用いただくようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、管内の指定医療機関及び被爆者一般疾病医療機関へ本リーフレットの周知方よろしくお願いします。

第二 医師等が作成した診断書（介護手当用）の確認について

「介護手当の支給にあたっての留意事項について」（平成27年12月25日付け厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室事務連絡）のとおり、原子爆弾の傷害作用の影響を否定できない場合には、介護を要する状態にあることを確認した上で、介護手当を支給することになるため、診断書（介護手当用）の内容に疑義がある場合には、事前に申請者や医師等に疑義の内容を確認すること等により、介護手当支給申請者の実態に沿った審査を行い、単に症状を記しただけ（例：老衰、一下肢切断等）であることをもって不備として却下することの無いようによりお願いいたします。

以上

診断書（介護手当用）を作成される医師の皆さまへ

原子爆弾被爆者への診断書（介護手当用） 作成時の注意点

■ 介護手当とは

精神上または身体上の障害（原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。）により、介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている被爆者に対して支給されるものです。

被爆者からの申請に基づき、都道府県（広島市、長崎市は市）において審査が行われます。

なお、**介護保険を受けていなくても、介護手当は支給されます。**

介護手当申請時の診断書の不備・不足などで、本来受給できる方が審査により却下される事案が出ています。介護手当を必要としている方に公正な審査が行えますよう、医師の皆さまのご協力をお願いします。

診断書作成の留意点

【介護手当の支給対象となる疾病】

■ 障害の原因となった負傷または疾病が、**原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除き、介護手当の支給対象となります。**

・介護手当の支給の対象とならない例：

交通事故等による外傷、遺伝性疾病、先天性疾病、伝染病、寄生虫病、薬物・毒物による中毒 など原因を具体的に特定できるもの

【支給要否の判断】

■ 障害により、他人の介護がなくては、食事、排せつ、洗顔、入浴などの日常生活を行うことが不可能であるか、または著しく困難である状態にある場合に、介護手当は支給されます。（障害の程度の審査基準は3ページ参照）

■ 3ページ記載の障害の程度の審査基準（厚生労働省令別表第2第1号～14号、重度であれば別表第3第1号～7号）に掲げる障害の状態になくとも、それと同程度の状態であれば、介護手当は支給されます。

例：認知症は、別表第2第1～14号（重度であれば別表第3第1～7号）には該当しませんが、別表第2第15号（重度であれば別表第3第8号）に該当し、支給対象となり得ます。

診断書（介護手当用）様式

可能な限り具体的に記載してください。

※ 障害の原因となった負傷または疾病が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかでない限り、介護手当の支給対象となります。

様式第二十七号（第六十五条関係）

（表面）

診断書（介護手当用）

氏名	明治 大正 昭和	年	月	日生	男・女
居住地					
障害の原因となった負傷又は疾病の名称					
上記の負傷又は疾病が原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかである場合はその旨の意見					
視力	右（ ）	左（ ）	デシベル	精神障害	
	障害の原因となった負傷または疾病が明らかに原子爆弾の傷害作用の影響によるものでない場合にのみ、記載してください。 (交通事故等による外傷、遺伝性疾患、先天性疾患、伝染病、寄生虫病、薬物・毒物による中毒など原因が特定されている場合は記載が必要です。)				
障害の状態	上肢の状態	活			
	手指の状態	の			
	下肢の状態	状			
	体幹機能障害	態			
その他の運動機能障害	入浴 洗顔 洗髪 その他				
*3 上記の障害の状態が原子爆弾被爆者に対する保護に関する法律施行規則別表第2又は別表第3に定める程度の精神上又は身体上の障害であるかどうかについての意見			1 別表第2（ ）号に該当する 2 別表第3（ ）号に該当する 3 別表第2に該当しない		
*4 要介護状態についての判断			1 介護を要する 2 介護を要しない		
以上のとおり、診断します。					
令和 年 月 日		医療機関の名称 所在地 医師氏名			

記入上の注意

- *1の欄は、障害の状態を明らかにするために必要な所見を記入してください。
- *2及び*4の欄は、補助用具を使用している者については、これを使用した場合の状態について記入してください。
- *3の欄の別表第2及び別表第3については、裏面を参照してください。

また、障害の程度（中度、重度）の審査基準は右ページにあります。

中度障害①～③、重度障害①～②に当たらないような場合でも、障害の状態が同程度の状態（中度障害④～⑯、重度障害⑧～⑩）にあれば、1または2に記載してください。

（例：認知症の傾向があり、他人の介護がなければ日常生活を送ることが著しく困難である場合等）

障害の程度の審査基準

中度障害（厚生労働省令別表第二）

- ① 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- ② 両耳の聴力損失が80デシベル以上のもの
- ③ 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- ④ 音声または言語機能を損失したもの
- ⑤ 両上肢のおや指および人さし指を欠くもの
- ⑥ 両上肢のおや指および人さし指の機能に著しい障害を有するもの
- ⑦ 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑧ 一上肢のすべての指を欠くもの
- ⑨ 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
- ⑩ 両下肢をショパール関節以上で欠くもの
- ⑪ 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- ⑫ 一下肢を大腿の二分の一以上で欠くもの
- ⑬ 一下肢の機能を全廃したもの
- ⑭ 体幹の機能に歩くことが困難な程度の障害を有するもの
- ⑮ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、家庭内での日常生活が著しい制限を受けるか、または家庭内での日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑯ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑰ 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

重度障害（厚生労働省令別表第三）

- ① 両眼の視力の和が0.02以下のもの
- ② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- ③ 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- ④ 両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑤ 両上肢の用を全く廃したものの
- ⑥ 両大腿を二分の一以上失ったもの
- ⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑨ 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑩ 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

令和2年11月19日付け事務連絡

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく諸手当の生活保護法及び老人福祉法における取扱いについて」

事務連絡
令和2年11月19日

各都道府県・広島市・長崎市
原爆被爆者対策主管部（局） 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく諸手当の
生活保護法及び老人福祉法における取扱いについて

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）に基づく諸手当の生活保護法及び老人福祉法等における取扱いについては、それぞれ「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する各種給付に係る収入の認定等について」（昭和43年10月1日付け社保第232号厚生省社会局保護課長通知）及び「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」（平成18年1月24日付け老発第0124004号厚生労働省老健局長通知）によって定められていますが、近年、当該事務が徹底されていない事例が散見されています。

ついては、改めて下記のとおり通知しますので、貴部（局）においても内容について御了知いただくとともに、1から4にあつては民生主管部（局）を通じて、また、5にあつては老人福祉主管部（局）を通じて、管内実施機関へ周知徹底されるようよろしくお取り計らい願います。

記

（生活保護法における取扱い）

1 医療特別手当

医療特別手当は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「昭和36年通知」という。）第8の3(3)ノにより、一部は収入として認定しない^{※1}が、医療特別手当の受給資格を有する被保護者は、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号。以下「保護の基準」という。）別表第1第2章5(1)アに基づき、放射線障害者加算の対象となる^{※2}こと。

（参考1）生活保護法による保護の実施要領について

第8 収入の認定

3 認定指針

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ノ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手

当のうち37,290円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

（参考2）生活保護法による保護の基準

別表第1第2章

5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額43,830円、(2)に該当する者にあつては月額21,920円とする。

(1) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の認定を受けた者であつて、同項の認定に係る負傷又は疾病の状態にあるもの（同法第24条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者に限る。）

2 特別手当

特別手当は、昭和36年通知第8の3(2)アに該当するものであるため、収入として認定する^{※3}が、特別手当の受給資格を有する被保護者は、保護の基準別表第1第2章5(2)アに基づき、放射線障害者加算の対象となる^{※4}こと。

（参考3）生活保護法による保護の実施要領について

第8 収入の認定

3 認定指針

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。ただし、(3)のオ、ケ又はコに該当する額については、この限りでない。

（参考4）生活保護法による保護の基準

別表第1第2章

5 放射線障害者加算

放射線障害者加算は、次に掲げる者について行い、その額は、(1)に該当する者にあつては月額43,830円、(2)に該当する者にあつては月額21,920円とする。

(2) ア 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の認定を受けた者（同法第25条第2項に規定する都道府県知事の認定を受けた者であつて、(1)のオに該当しないものに限る。）

3 原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料は、昭和36年通知第8の3(3)ノにより、収入として認定しない^{※5}こと。

（参考5）生活保護法による保護の実施要領について

第8 収入の認定

令和2年11月19日付け事務連絡

「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく諸手当の生活保護法及び老人福祉法における取扱いについて」

3 認定指針

(3) 次に掲げるものは、収入として認定しないこと。

ソ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により支給される医療特別手当のうち37,290円並びに同法により支給される原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料。

4 介護手当

介護手当について、現に介護を受けている場合には、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知)第7の2(2)エ(オ)に掲げる額まで、収入として認定しない^{※6}こと。

また、介護手当について、現に介護を受けていない場合には、収入として認定するが、この場合において、保護の基準別表第1第2章の2(4)又は(5)に規定する費用^{※7}は算定する必要はないこと。

(参考6) 生活保護法による保護の実施要領について

第7 最低生活費の認定

2 一般生活費

(2) 加算

エ 障害者加算

(オ) 介護人をつけるための費用が、保護の基準別表第1第2章の2の(5)によりがたい場合であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、105,560円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。

(参考7) 生活保護法による保護の基準

別表第1第2章

2 障害者加算

(2) 障害者加算は、次に掲げる者について行う。

ア 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の身体障害者障害程度等級表(以下「障害等級表」という。)の1級若しくは2級又は国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)別表に定める1級のいずれかに該当する障害のある者(症状が固定している者及び症状が固定してはいるが障害の原因となつた傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた後1年6月を経過した者に限る。)

(4) (2)のアに該当する障害のある者であつて当該障害により日常生活の全てについて介護を必要とするものを、そのものと同一世帯に属するものが介護する場合においては、別に12,470円を算定するものとする。この場合については、(5)の規定は適用しないものとする。

(5) 介護人をつけるための費用を要する場合においては、別に70,360円の範囲内において必要な額を算定するものとする。

(老人福祉法における取扱い)

5 養護老人ホームの措置入所者に係る当該費用徴収額の算定に当たっては「老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて」(平成18年1月24日付け老発第0124004号厚生労働省老健局長通知)1(2)エ又はケにより、原爆被爆者に対する手当のうち一部は収入として認定しない^{※8}こと。

(参考8) 老人保護措置費の費用徴収基準の取扱いについて

1 「対象収入」について

(2) 収入として認定しないもの

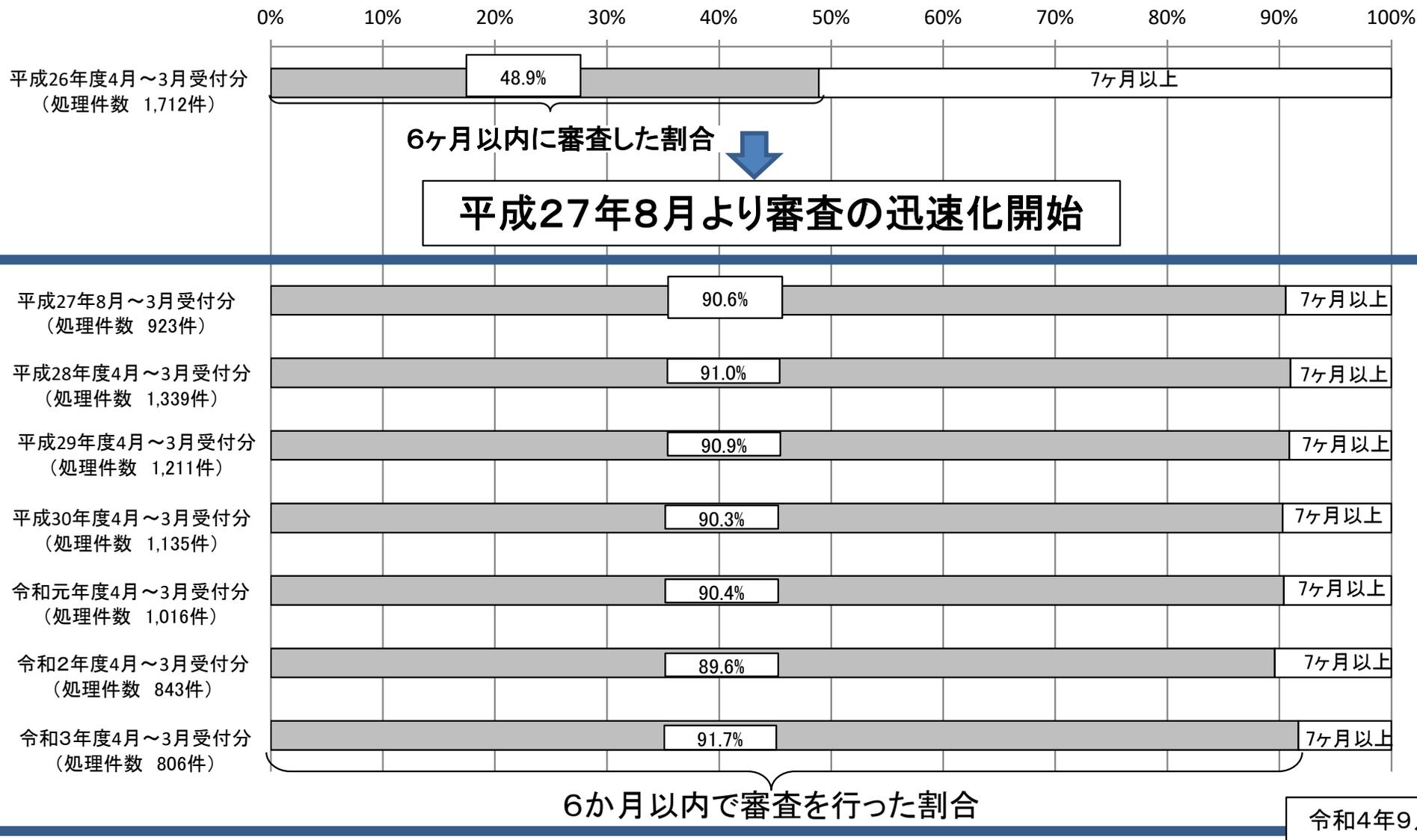
エ 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により支給される特別手当のうち、生活保護基準の放射線障害者加算に相当する額
ケ その他生活保護法において収入として認定しないこととされている収入等社会連会上収入として認定することが適当でないとは判断される金額

以上

原爆症認定審査期間の推移

原爆症認定審査については、平成27年の平和祈念式典等において、総理から迅速な審査に努めることを表明し、厚生労働大臣から原則6ヶ月での審査を行うことを約束。

※「審査期間」は、申請受付から認定・却下通知が申請者に届くまでの期間として整理



《原爆症認定申請時における留意事項について》

認 定 申 請 書					
氏名	○ ○ ○	性別	男	生年月日	昭和10年10月1日
住所					
電話番号	012-345-6789	被爆者健康手帳 の番号	9876543		
負傷又は疾病の 名称	胃がん				
被爆時の状況 (入市の状況を 含む。) (※1)	<p>8月6日は広島市の爆心から約5km離れた○○町の○○工場にいましたので、被爆者健康手帳は1号（直接被爆）で交付を受けています。</p> <p>また、江波町の方へ出掛けていた兄が帰ってこなかったため、翌日、母親と広島市内に捜索に行きました。8時 に○○町の自宅を出発し、9時頃に横川駅付近に到着し、天満川に沿って、天満町、観音町の方を通り歩いていきました。</p>				
被爆直後の症状 及びその後の健康 状態の概要 (※2)	<p>被爆直後は急性症状はありませんでした。</p> <p>35歳頃 結核 1976年～ 貧血 1982年 胃潰瘍 1990年 白内障 1995年 高血圧症 2001年 肝機能障害 2008年 胃がん</p>				
<p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、認定を受けるため、関係書類を添えて申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 (印)</p> <p>厚生労働大臣 殿</p>					

「被爆時の状況」欄について

○被爆者健康手帳記載を参考に記載する。
○被爆者健康手帳に記載されていない被爆事実がある場合も記載する。
(例：直接被爆のみで手帳が交付されているが入市被爆もある場合)

(※1) 被爆をした地点及びその周囲の状況について記載してください。

被爆後の入がある場合には、入市日、入市経路及びその後の行動、滞在時間を記載してください。

なお、被爆者健康手帳の記載を参考に記載し、その写しを添付してください。

(※2) 被爆直後の症状や被爆時以降現在までの健康状態の変化等について記載してください。

医療を受けていたり様々な調査を受けていたことにより、客観的な資料がある場合併せて添付してください。

原爆諸手当一覧

令和5年度の医療特別手当等（葬祭料を除く。）の支給単価については、令和4年平均の全国消費者物価指数の対前年比変動率が+2.5%（介護手当については、令和4年人事院勧告での月例給の改定が+0.23%）となったことにより、引き上げとなります。（令和5年4月から改定予定）

手当の種類	令和5年度支給単価 (予定)		支給要件		受給者数等 (令和4年3月末現在)	
医療特別手当	月額	145,420 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、まだその病気やけがの治っていない人		6,062人	
特別手当	月額	53,700 円	原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けた人で、現在はその病気やけがが治った人		2,613人	
原子爆弾小頭症手当	月額	50,050 円	原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人		14人	
健康管理手当	月額	35,760 円	高血圧性心疾患等の循環器機能障害のほか、運動器機能障害、視機能障害（白内障）、造血機能障害、肝臓機能障害、内分泌腺機能障害等11障害のいずれかを伴う病気にかかっている人		97,456人	
保健手当	月額	一般	17,940 円	2 km以内で直接被爆した人と当時その人の胎児だった人	身障手帳1級から3級程度の身体障害、ケロイドのある人又は70歳以上の身寄りのない単身居宅生活者	2,509人
		増額	35,760 円			731人
介護手当	月額	重度	105,800 円以内	精神上又は身体上の障害のために費用を支出して身のまわりの世話をする人を雇った場合 (重度：身障手帳1級及び2級の一部程度、 中度：身障手帳2級の一部及び3級程度)	13,205件	
		中度	70,520 円以内			
家族介護手当	月額	22,830 円	重度の障害のある人で、費用を出さずに身のまわりの世話をうけている場合(身障手帳1級及び2級の一部程度)		11,650件	
葬祭料		212,000 円	原爆の影響の関連により死亡した被爆者の葬祭を行う人に支給		8,474件	

(人数は令和4年3月末時点の受給者数、件数は令和4年3月末時点の支給延べ件数)

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて

(令和4年3月18日健発0318第8号健康局長通知)

原告と同じような事情の者の取扱い

次の1及び2のいずれにも該当する者は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第1条第3号に規定する「身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」と認めることとする。

1. 黒い雨に遭った者

①黒い雨を浴びた、黒い雨で服が濡れたなど、黒い雨に遭ったことが確認できること。

※申請者の個々の状況を踏まえ、黒い雨に遭ったことが否定できない場合は、黒い雨に遭ったものとみなして取り扱う。

②黒い雨に遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況等が「原告」と同じような事情にあったことが確認できること。

※「黒い雨」訴訟の第一審判決及び第二審判決において「黒い雨」が降っていたことの実事認定に用いられた資料や、「黒い雨」に遭った当時の居住地や通学先、勤務先の分かる書類等を基に、個々の事情を踏まえて確認する。

2. 疾病にかかっている者

次に掲げる11種類の障害を伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっている者。

- | | |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| ①造血機能障害を伴う疾病（再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など） | ②肝臓機能障害を伴う疾病（肝硬変など） |
| ③細胞増殖機能障害を伴う疾病（悪性新生物など） | ④内分泌腺機能障害を伴う疾病（糖尿病、甲状腺機能低下症など） |
| ⑤脳血管障害を伴う疾病（くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など） | ⑥循環器機能障害を伴う疾病（高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など） |
| ⑦腎臓機能障害を伴う疾病（慢性腎炎、慢性腎不全など） | ⑧水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病（白内障） |
| ⑨呼吸器機能障害を伴う疾病（肺気腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など） | ⑩運動器機能障害を伴う疾病（変形性関節症、変形性脊椎症など） |
| ⑪潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病（胃潰瘍、十二指腸潰瘍など） | |

※ 過去に白内障の手術を受けた者（眼内レンズ挿入者）は、水晶体混濁による視機能障害にかかっている者とみなす。

※ 診断書は、健康管理手当用のものを流用する。

※ 健康管理手当の支給要件である障害を伴う疾病の有無の認定における確認方法に準じて確認する。

適用期日

令和4年4月1日から適用する（適用前になされた交付申請については、令和4年4月1日に申請があったものとみなす）

健総発 1011 第 2 号
令和 4 年 10 月 11 日

各都道府県・広島市・長崎市
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課長
（公 印 省 略）

原子爆弾投下当時に広島市の「黒い雨」に遭った者の胎児であった者
からの被爆者健康手帳交付申請の取扱い等について

広島市の「黒い雨」に遭った者への被爆者健康手帳の交付については、「「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて」（令和4年3月18日付け健発0318第8号厚生労働省健康局長通知）により対応いただいているところであるが、このうち原子爆弾投下当時に広島市の「黒い雨」に遭った者の胎児であった申請者（以下「胎児であった申請者」という。）からの被爆者健康手帳の交付申請に関する審査等について、下記のとおり補足するので、御了知の上、審査に遺漏なきようお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

記

第一 胎児であった申請者からの被爆者健康手帳交付申請の審査

胎児であった申請者からの被爆者健康手帳交付申請の審査については、以下のとおりとする。

1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号、以下「法」という。）第1条第4号に基づく被爆者健康手帳の交付

（1）胎児であった申請者は、その母が法第1条第3号に該当する場合には、同条の規定どおり、法第1条第4号に基づき、被爆者健康手帳を交付すること。

なお、同条の規定上、当該申請者が11種類の障害を伴う疾病に罹患していることは求められないこと。

（2）胎児であった申請者の被爆者健康手帳の交付申請時にその母が既に死亡している場合であっても、当該母が、「黒い雨」に遭ったことのほか、死亡時までに11種類の障害を伴う疾病に罹患していたことが認められる場合には、当該申請者の審査に必要な限度において当該母を法第1条第3号に該当するものとして取り扱うこと。

2 胎児であった申請者に係る死亡した母の11種類の障害を伴う疾病への罹患の確認方法

胎児であった申請者の母が既に死亡している場合には、当該母が審査時点において「現に11種類の障害を伴う疾病にかかっていること」の確認ができないため、当該母が法第1条第3号に該当するものとして取り扱うか否かの審査に当たっては、当該申請者の審査に必要な限度において、当該申請者からの申請書に次のいずれかの書類の添付を求めて確認を行うこと。

なお、当該母の死亡よりも前の時点での11種類の障害を伴う疾病の罹患を示す資料の提出があった場合にあつては、その後11種類の障害を伴う疾病が治癒していたと積極的に認められる事情がない場合には、当該母について罹患の状況が死亡時まで継続していたとみなし、法第1条第3号に該当するものとして取り扱うこと。

（1）公的な文書等による証明書類

胎児であった申請者の死亡した母が、死亡時までに罹患していた11種類の障害を伴う疾病の具体的な病名が記載されている公的な文書等の写し

（2）申請者本人以外の1人の者*（職務上、医療、介護等に関わった者）からの証言

胎児であった申請者の死亡した母が、死亡時までに11種類の障害を伴う疾病に罹患していたという、職務上、当該疾病の医療、介護等に関わった者からの具体的な病名を明記した証明書

※ 申請者本人以外の者から証言を得る際は、当該者と母との関係、当該者が母の罹患の状況を知り得た経緯などの確認により証言の信憑性を確かめること。

（3）その他（1）～（2）と同等の確認ができると行政庁が認めたもの

胎児であった申請者の死亡した母の個々の事情や、これまでの被爆者健康手帳の審査実務を踏まえて、（1）～（2）と同等の確認ができるものとして行政庁が認めたもの

第二 第一種健康診断特例区域に在った者の胎児であった者の取扱い

原子爆弾投下当時、第一種健康診断特例区域内に在った者の胎児であった者は、法附則第17条により、法第7条（健康診断）の適用については被爆者とみなすものとされ、健康診断の結果、11種類の障害を伴う疾病に罹患していると診断された場合には、法第1条第3号に該当する者として、被爆者健康手帳の交付を受けることができるものとされている（昭和49年7月22日付け衛発第402号厚生省公衆衛生局長通達）。

第一種健康診断特例区域に在った者の胎児であった者についても、その母が上記通達の取扱いにより、法第1条第3号に該当する者として、被爆者健康手帳の交付を受けることができた者であったことが確認された場合には、第一の1（1）の取扱いと同様に法第1条第4号に該当する者として、被爆者健康手帳を交付することが可能である。

令和4年10月11日付け健総発1011第1号
「被爆者健康手帳の交付申請中に申請者が死亡した場合の取扱いについて」

健総発 1011 第 1 号
令和 4 年 10 月 11 日

各都道府県・広島市・長崎市
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局総務課長
（公 印 省 略）

被爆者健康手帳の交付申請中に申請者が死亡した場合の取扱いについて

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号。以下「法」という。）に規定する被爆者健康手帳の交付の申請に関する事務の取扱いについて、広島の「黒い雨」に係る申請の大幅な増加に伴って、交付申請中に申請者が死亡する事例が複数発生した状況も踏まえ、今後、下記のとおり取り扱うこととするので、御了知の上、実施に遺漏なきようお願いしたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

記

- 1 法第 2 条の規定に基づく被爆者健康手帳の交付申請中に申請者が死亡した場合は、その時点で法第 1 条各号のいずれかに該当するか否かを判断し、同条各号のいずれかに該当すると認定でき、被爆者健康手帳の交付が可能な場合はこれを交付し、その認定ができない場合は却下処分を行う。
- 2 この通知は、通知日から適用する。なお、1 の取扱いとすることに伴い、この通知以前に申請者が死亡した事案で、当該死亡により申請が終了したものと取り扱い、遺族に申請書を返還した場合であっても、今後、遺族から却下処分の求めがあった場合には、却下処分を行って差し支えない。

以上

令和4年10月11日付け事務連絡

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の原告と同じような事情にある方々に対する積極的な周知について」

事務連絡

令和4年10月11日

各都道府県・広島市・長崎市
被爆者健康手帳審査担当課 御中

厚生労働省健康局総務課
原子爆弾被爆者援護対策室

「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の原告と同じような
事情にある方々に対する積極的な周知について

広島「黒い雨」に遭った者への被爆者健康手帳の交付については、「黒い雨」被爆者健康手帳交付請求等訴訟の「原告」と同じような事情にあったと認められる者に係る取扱いについて」（令和4年3月18日付け健発0318第8号厚生労働省健康局長通知）により、令和4年4月1日から被爆者健康手帳の交付を開始したところです。

また、あらかじめ被爆者健康手帳の申請等の検討を促すため、「被爆者援護法第1条第3号に係る審査の指針」の改正に係る検討状況について」（令和4年2月21日付け厚生労働省健康局総務課原子爆弾被爆者援護対策室 事務連絡）により、周知のためのリーフレットのひな形をお示しし、これを踏まえて各都道府県、広島市及び長崎市において対象者への周知に取り組んでいただいているところです。

運用開始後、約6か月が経過しましたが、更なる周知を図るため、特に各都道府県におかれましては、対象者が高齢者であるということを踏まえ、ホームページへの掲載以外にも、紙媒体による管内市区町村への情報提供や、各種ご案内の機会を活用したリーフレットの配付、広報紙への掲載等の方法により、一人でも多くの方々に伝わる方法をご検討いただき、改めて積極的な周知についてご協力をお願いいたします。

なお、リーフレットについては一部改定しましたので、別添をご活用ください。

1945年8月6日に降った
広島「黒い雨」に遭われた方へ

2022年4月1日から運用を開始しました。

一定の要件を満たすと認められる方は、被爆者健康手帳を受け取ることができます。



「黒い雨」に遭ったと思われる方は、被爆者健康手帳の交付申請をしてください。
申請書・診断書の様式は、裏面の申請先・問い合わせ先でお渡します。

新たに被爆者健康手帳を受け取るための要件は次の2つです。

要件① 広島「黒い雨」に遭ったこと

- 「黒い雨」に遭い、遭った場所・時間帯、降雨状況、生活状況などが2021年7月の広島「黒い雨」訴訟判決の原告と同じような事情にあったことが確認できること。
- ※ 要件に該当するかどうかは、必要に応じて広島「黒い雨」に遭った事実に関する書類（居住地や通学先・勤務先の分かるものなど）を求め、個別に審査します。
- ※ ご家族から「黒い雨」に遭ったと言われた記憶があるが、ご自身が「黒い雨」に遭ったかどうかは分からない場合など、手帳交付の対象になるか不明なときは、ご相談ください。

～広島「黒い雨」～

広島に投下された原子爆弾による「黒い雨」については、広島原爆戦災誌に、次のように記録されています。

驟雨(黒い雨)

被爆当日は、終日、巨大な塔状の積乱雲が発達した。その黒雲は、爆発後二〇分ないし三〇分から、つぎつぎと北北西方へ移動していき、午前九時から午後四時ごろの間にわたって「驟雨現象」を起した。

驟雨(にわか雨)は、市中心部では軽く、西部(己斐・高須方面)と北部(可部方面)では土砂降りの豪雨となった。

要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること

- 11種類の障害を伴う一定の疾病のいずれにかかっていることが確認できること。
- ※ 障害を伴う一定の疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものでないことが明らかであるものを除く）にかかっているかどうかは、提出していただいた診断書をもとに審査します。

◇ 11種類の障害を伴う一定の疾病

- | | |
|--------------------------------------|---|
| ① 造血機能障害を伴う疾病
再生不良性貧血、鉄欠乏性貧血など | ⑦ 腎臓機能障害を伴う疾病
慢性腎炎、慢性腎不全など |
| ② 肝臓機能障害を伴う疾病
肝硬変など | ⑧ 水晶体混濁による視機能障害を伴う疾病
白内障 |
| ③ 細胞増殖機能障害を伴う疾病
悪性新生物など | ⑨ 呼吸器機能障害を伴う疾病
白内障の手術歴がある場合（眼内レンズ挿入者）は、白内障にかかっているとみなします。 |
| ④ 内分泌腺機能障害を伴う疾病
糖尿病、甲状腺機能低下症など | ⑩ 運動器機能障害を伴う疾病
肺炎腫、慢性間質性肺炎、肺線維症など |
| ⑤ 脳血管障害を伴う疾病
くも膜下出血、脳出血、脳梗塞など | ⑪ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
変形性関節症、変形性脊椎症など |
| ⑥ 循環器機能障害を伴う疾病
高血圧性心疾患、慢性虚血性心疾患など | ⑫ 潰瘍による消化器機能障害を伴う疾病
胃潰瘍、十二指腸潰瘍など |

(表面)



(令和4年10月11日改訂)

手続きの流れ

申請

お住まいの都道府県（広島市・長崎市は市）に、被爆者健康手帳の交付申請を行います。

- ・申請様式は、お住まいの自治体のもを使用してください。
- ・申請には、次の関係書類の添付が必要となります。

- ・「黒い雨」に遭った事実に関する書類（居住地や通学先・勤務先の分かるものなど）
- ・障害を伴う一定の疾病にかかっていることを確認できる診断書（必須）
- ・必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

審査

申請先の自治体が、申請内容について要件に該当するかどうか審査します。

- ・申請内容確認の為、審査には一定の時間を要します。

結果

申請先の自治体が、申請者に審査結果を通知し、要件に該当する方に被爆者健康手帳を交付します。

■ 健康管理手当の申請を同時に行うことが可能です。

- ・支給対象は、現在、障害を伴う一定の疾病（白内障の手術歴（眼内レンズ挿入者）のみ場合は除きます）にかかっている方です。
- ・申請内容について、都道府県（広島市・長崎市は市）において、認定審査が行われます。（審査には一定の時間を要します。）
- ・健康管理手当の申請が認められた場合、申請日の翌月分から手当支給開始になります。（2022年度の手当額は34,900円/月です。）
- ・同時申請を行い、健康管理手当の申請書に診断書を添付した場合、被爆者健康手帳の交付申請書への診断書の添付は不要です。

申請先・問い合わせ先

お住まいの都道府県（広島市・長崎市は市）の被爆者援護担当部署にお問い合わせください。

(都道府県市連絡先)



都道府県市
ロゴマーク

(裏面) ※裏面の記載内容については適宜修正してください。

公衆衛生関係行政事務指導監査 について

公衆衛生関係行政事務指導監査について

令和5年度における、各制度ごとの主な重点事項は次のとおり。

- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律関係
 - ・ 被爆者健康手帳の審査・交付状況
 - ・ 健康診断の実施状況
 - ・ 原爆症認定申請の事務処理状況
 - ・ 各種手当の認定、支給事務処理状況

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律関係（結核に関する事務に限る。）
 - ・ 健康診断の実施状況
 - ・ 医師及び病院管理者が行う届出状況
 - ・ 家庭訪問等指導の実施状況
 - ・ 就業制限の実施状況
 - ・ 入院勧告の実施状況
 - ・ 結核医療費の公費負担事務処理状況

○ 難病の患者に対する医療等に関する法律関係

- ・ 支給認定等の状況
- ・ 特定医療受給者証交付状況
- ・ 指定医療機関及び指定医の指定状況
- ・ 指定難病審査会の設置・運営状況

○ 児童福祉法(小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に限る。)関係

- ・ 支給認定等の状況
- ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証交付状況
- ・ 指定医療機関及び指定医の指定状況
- ・ 小児慢性特定疾病審査会の設置・運営状況

また、令和4年度の指導監査においても、是正改善を図る必要があると見受けられる事項が散見されるので、改めて制度について理解の上、適切に対処されるようお願いする。

※ 都道府県及び指定都市に対しては、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に係る事務指導監査についても、本指導監査と併せて実施する予定。

保健衛生施設等施設・設備整備費補助金 について

保健衛生施設等施設・設備整備費補助金

令和5年度予算案、()内は令和4年度予算額

目的：地域住民の健康増進や疾病の予防、治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与するため、都道府県等が設置する感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、難病医療拠点・協力病院や精神科病院等の整備促進を図る。

【一般会計】

(1) 保健衛生施設等施設整備費補助金 3,601百万円 (3,623百万円)

- | | | | |
|---|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・原爆医療施設 ・小児がん拠点病院 ・感染症指定医療機関 ・多剤耐性結核専門医療機関 ・精神科病院 | <ul style="list-style-type: none"> ・原爆被爆者保健福祉施設 ・エイズ治療拠点病院 ・感染症外来協力医療機関 ・新型インフルエンザ等患者入院医療機関 ・精神保健福祉センター | <ul style="list-style-type: none"> ・放射線影響研究所施設 ・HIV検査・相談室 ・結核患者収容モデル病室 ・医薬分業推進支援センター ・精神科デイ・ケア施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・農村検診センター ・難病相談支援センター ・結核研究所 ・食肉衛生検査所 ・精神科救急医療センター |
|---|--|---|--|

(2) 保健衛生施設等設備費補助金 2,541百万円 (3,485百万円)

- | | | | |
|---|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・原爆医療施設 ・マンモグラフィ検診機関 ・眼球あっせん機関 ・感染症指定医療機関 ・医薬分業推進支援センター ・精神科病院 ・精神科救急情報センター | <ul style="list-style-type: none"> ・原爆被爆者保健福祉施設 ・エイズ治療拠点病院 ・さい帯血バンク ・感染症外来協力医療機関 ・食肉衛生検査所 ・精神保健福祉センター ・保健所 | <ul style="list-style-type: none"> ・原爆被爆者健康管理施設 ・HIV検査・相談室 ・組織バンク ・結核研究所 ・と畜場 ・精神科デイ・ケア施設 ・喫煙専用室等の基準適合性を検証する機関 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方中核がん診療施設 ・難病医療拠点・協力病院 ・末梢血幹細胞採取施設 ・新型インフルエンザ等患者入院医療機関 ・市場衛生検査所 ・精神科救急車 |
|---|---|---|--|

※ 令和5年度整備計画についても、内示後に事業の延期・中止等の事態を生じさせることがないよう、管内の事業者等に対しても適切な指導をお願いする。

【東日本大震災復興特別会計(復興庁一括計上)】

(1) 保健衛生施設等災害復旧費補助金 760百万円 (0百万円)

(2) 保健衛生施設等設備災害復旧費補助金 11百万円 (0百万円)

毒ガス障害者対策の概要について

1. 目的

第二次大戦中、広島県大久野島にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所等、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた者等の中には、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多くみられることから、健康診断や相談指導の実施、医療費、各種手当の支給等を行い、健康の保持と向上を図っている。

2. 対象者

毒ガス障害者対策は、当時の従事関係に応じ、対策を講じている。

- (1) 旧陸軍共済組合等の組合員であった者については財務省
→ 「ガス障害者救済のための特別措置要綱」(昭29)及び「ガス障害者に対する特別手当等支給要綱」(昭45)により国家公務員共済組合連合会が実施
- (2) 動員学徒、女子挺身隊員等の組合員以外の者については厚生労働省
→ 「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」(昭49)により広島県、福岡県及び神奈川県に委託して実施

3. 疾病の範囲

- ・ 慢性呼吸器疾患(慢性鼻咽喉頭炎、慢性気管支炎等)
- ・ 同疾病に罹患しているものに発生した気道がん(副鼻腔がん、舌がん等)
- ・ 上記疾病にかかっている者に併発した循環器疾患、呼吸器感染症、消化器疾患、皮膚疾患

<対象者数>

財務省:	198人
厚生労働省:	810人
忠海:	770人
曾根:	37人
相模:	3人
(令和4年3月末現在)	

<予算額>

毒ガス障害者対策費 令和5年度予算(案)	452,401千円
うち 健康診断費	12,073千円
うち 医療費	17,273千円
うち 各種手当	406,444千円
うち 相談事業等	15,361千円

4. 対策の概要<厚生労働省>

- ① 健康管理手帳 動員学徒等として従事していた者に交付
- ② 健康診断 年1回(一般検査、精密検査)
- ③ 医療手帳 毒ガスに起因する疾病を有する者に交付
- ④ 医療費 医療保険の自己負担分を支給
- ⑤ 特別手当 毒ガスに起因する疾病を有し、かつ重篤と認められた者に支給
- ⑥ 医療手当 特別手当を支給されている者であって、その疾病に係る療養を受けた期間について支給
- ⑦ 健康管理手当 毒ガスに起因する疾病が継続する者に支給
- ⑧ 保健手当 毒ガス障害の再発のおそれのある者に支給
- ⑨ 介護手当 費用を支出して介護を受けている者に支給
- ⑩ 家族介護手当 疾病が重度であり、家族の介護を要する状態にある者に支給

支給額 (令和4年度)		受給者 R4.3月末現在
①	—	810人
③	—	752人
⑤	104,660円	25人
⑥入8以	37,350円	
入8未	34,900円	
⑦	34,900円	658人
⑧	17,500円	2人
⑨重度	105,560円	0人
中度	70,360円	0人
⑩	22,280円	0人

5. 令和5年度予算(案)

452,401千円(うち委託額451,151千円)

6. 創設年度

昭和49年度